

2026 年度北海道一般会計予算、各会計予算、25 年度一般会計補正予算、各会計補正予算のほか、北海道宿泊税基金条例、北海道高等学校等教育改革促進基金条例など 75 議案、「国会における憲法論議についての意見書」「日本国の国旗の法的保護の充実を求める意見書」等の 5 意見書案が可決されました。総額 3 兆 1,681 億円の 26 年度一般会計予算には介護施設等の従事者の処遇改善等の支援、こども誰でも通園制度の負担金などを計上。自民、維新が提案した日本国の国旗に対する侮辱目的の損壊、汚損行為等に関し、法的保護の在り方について検討を行うよう求める意見書案は、共産が反対趣旨の質疑をしましたが賛成多数で可決、イラン攻撃等に関する決議案は否決されました。国旗の損壊等は内心の自由の問題であり国に連動する意見書可決は数の力による議会への冒涇です。

予算特別委員会 第 1 分科会（保健福祉部 3/13 ，総務部 3/16） 抜粋	
質 問	答 弁
1. 子どもの権利等に関する取り組みについて (1) 子どもの意見反映推進事業について 子どもは庇護されるだけの弱い存在ではなく、エンパワメントされるべき存在であることを職員が子どもと関わる中で体験をし、その認識を継承することが重要。子どもの意見を聞き、それを反映することを全庁的な仕組みとして確立するべきと考えるが、どう取り組むのか伺う。 (2) 児童養護施設で暮らす子どもの意見表明等について 神奈川県では2024年度に「かながわ子どもの声センター」を設置し、独自に「話し合いの場」を設け、子どもの権利保障に必要な体制整備に向けて工夫をしている。道においても、意見表明等支援事業のあり方をさらに議論をし、必要な体制整備を促進すべきと考えるが、どう取り組むのか伺う。 (3) 児童養護施設で暮らす子どもへの学習支援について 児童養護施設等の子どもたちが生まれながらの環境に左右されず自己実現ができるよう、進学や就労などに向け学びを支援することが重要。札幌市や苫小牧市で取り組んでいる民間団体による児童養護施設の子どものたちの訪問型の学習支援を全道に広げる考えはあるのか所見を伺う。 (4) 児童虐待防止帯対策について 北海道の児童虐待相談対応件数の約 6 割が心理的虐待であり、市町村での保護者対応が懸念されるが、切れ目の無い相談支援を行う「こども家庭センター」の設置率は 31.8%と低い状況。こども家庭センターを設置し、活かしていくべきだが、児童虐待の未然防止に向け、どのように取り組むのか伺う。 (5) プレコンセプションケアの取り組みについて プレコンセプションケアは本来、健康教育や権利の保障などを含む包括的な取り組みであり、単に知識や情報を伝えるだけではなく、権利意識に基づく行動や環境を変えるための支援となるべきものとする。学習指導要領上のいわゆる「はどめ規定」がある中で、道はプレコンセプションケアをどう成立させるとお考えか伺う。 (6) 低体重で生まれた子どもへの支援について 体重が1,000g未満など、様々な理由により早産で生まれたリトルベビーは、医療的ケアが必要な場合が多いため、保護者は子どものライフステージごとに、健康や発達などの様々な不安や育児上の困難が多いと聞いている。北海道を含む全国のリトルベビーの家族アンケート結果では、保健師の資質や専門性、継続した支援を求める意見がある。こうしたご家族の声にどのように対応していくのか伺う。 2. 若者の薬物依存について 10代、20代の若者が好奇心や興味本位で「一度くらいなら平気」「有害性はない」などの誤った情報から依存症に陥っている。学校教育はもとより、若年層の心に届き、大麻の使用を思いとどまらせるような効果的な情報提供を根気強く行うべきと考えるが、どう取り組むのか伺う。 3. 認知症の人や家族を支える取り組みについて 高齢者の約3.3人のうち1人が軽度認知障害になると見込まれている状況の中で、今後、高齢者の認知症の方々を支えるため、認知症の人への理解促進を図るとともに、市町村と連携をし、認知症施策を推進していく必要が喫緊の課題としてあるが、今後、道としてどのように取り組んでいくのか伺う。	1. (1)（次長兼子ども施策連携担当局長） 道では、各部が所管する条例や計画の見直しや施策の推進にあたり、子どもにも分かりやすい資料の作成や専門のファシリテーター派遣などによる意見表明支援を行い、子どもが自らの意見を積極的に表明できるような工夫を講じながら、子ども向けパブリックコメントや環境政策、農業、教育などの道政 10 分野について意見を聴く取組を行っているところであり、今後とも、道の各部局が子どもたちの声を真剣に受け止め、施策への反映を検討できるよう取り組んでいく。 (2)（子育て支援担当局長） 道では、意見表明等支援員の派遣により、一時保護施設や児童養護施設等の児童の意見を聴き取り、その後の支援への反映を検討するとともに、結果や理由を児童にわかりやすく説明するなど、児童へのフィードバックを行っている。また、社会的養護下にある児童から権利侵害の申立てがあった場合には、こども施策審議会において調査を行い、必要に応じて児童相談所等へ意見を述べる仕組みを設けているほか、社会的養護を経験された方々などから直接意見を聴く機会を設け、施策への反映にも努めている。今後も、児童が安心して意見を表明できる環境づくりに取り組む。 (3)（子育て支援担当局長） 児童養護施設等に入所している児童が進学や就労など将来の自立に向けて必要な力を身に付けていくためには、成育環境にかかわらず学習の機会を確保することが重要。今後、児童養護施設等における学習支援の取組に加え、民間団体による訪問型の学習支援などの取組も参考としつつ、地域の人材や関係団体の協力も得ながら児童の学習機会の充実が図られるよう取り組む。 (4)（子育て支援担当局長） 市町村向け会議の開催や課題に応じた助言などを通じて「こども家庭センター」設置を促進するとともに妊娠期から子育て期に至るまで、支援を要する妊婦や子育て家庭への相談機能を活用して関係機関と連携した伴走型の支援につなげるなど、市町村主体の切れ目のない支援の充実を図り、児童虐待の未然防止に取り組む。 (5)（次長兼子ども施策連携担当局長） プレコンセプションケアについて、道では、性と生殖に関する健康と権利、性に関する基礎的知識や避妊の方法、予期せぬ妊娠等の情報を学校の総合的な学習の時間を利用した出前講座で活用するなど、道教委と連携した取組として実施しており、今後も、若い世代がプレコンセプションケアを理解し、実践することなど、自身の健康管理や将来の可能性を広げることに繋げていただけるよう取り組む。 (6)（子ども成育支援担当課長） 母子への適切な支援につながるよう、母子保健活動に関する専門性やアセスメント能力の向上などを目的とした市町村保健師等の研修会の開催のほか、小さく生まれたお子さんの成長等の記録ができる「リトルベビーハンドブック」を作成し配布している。引き続き、市町村保健師等の専門性向上を支援するほか、低出生体重児のご家族の声を取りまとめた結果を市町村の母子保健活動等に活かすことができるよう情報提供等を行い、出産後も安心して子育てのできる環境の整備に取り組んでいく。 2.（医務業務課長） 若者の大麻や覚醒剤などの薬物の乱用は、青少年の健全な成長に有害なばかりでなく、その後の人生にも大きな影響を及ぼすものであり、未然防止を含めた早期の取組は重要。道では、若年層に向けた SNS による注意喚起や、道教委と連携し、中学校や高校での薬物乱用防止教室の開催、薬剤師会などと合同で街頭啓発やパネル展などを実施している。引き続き、道警察や道教委、医師会などで構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、SNS 等で容易に入手が可能となっている現状の危険性や、違法薬物に係る有害性・依存性に関する正しい知識の普及啓発など、関係機関や団体との連携の下、薬物乱用防止対策に取り組む。 3.（保健福祉部次長） 道では認知症サポーターの更なる養成やチームオレンジの整備、希望大使の方々による普及啓発、認知症カフェを設置する市町村の支援など、社会の理解を深めるとともに、支援体制の充実に向けて取り組んでいる。また、道では今後、認知症施策推進計画について、令和 9 年度からの第 10 期介護保険事業支援計画と一体的に策定をすることとしており、当事者団体や保健・医療・福祉団体等で構成する協議会のほか、希望大使の方々にもご意見を伺うなど、計画の策定に向けた検討を着実に進め、認知症の方ご本人やそのご家族が希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け取り組む。

4. 原子力防災について (1)放射線防護施設等について 放射線防護施設については、一定の防護措置がされているとのことだが、複合災害時には自宅での屋内避難を余儀なくされることも想定をされる。一般的な木造家屋における被ばくの低減効果はどの程度あるのか伺う。また、家屋の中に入ってくる放射線量の最大値はどのくらいと想定をしているのか伺う。 (2)住民避難について 複合災害時は除雪後に避難をするとのことだが、PAZ内で除雪を待つ間に空間線量率が高くなった場合、住民はどのように避難することになるのか。また、その場合、国際放射線防護委員会、ICRP基準では線量限度を年間20から100ミリシーベルトの範囲としているが、道も同様に考えているのか。さらにこうしたことの住民理解は図られているのか伺う。 (3)被ばくリスクについて 防災計画では、内部被ばくや外部被ばくの低減を図るため、PAZ内は予防的避難、UPZ内は原則屋内退避だが、空間放射線量率や発電所の事故の状況に応じて避難等とされている。しかし、地震により窓ガラスや外壁に損傷があれば気密性が低下し、放射性物質を吸入することによる内部被ばくは避けられないと思うが、道の認識を伺う。また、内部被ばくの体への影響について、住民にどのように説明しているのか伺う。 (4)被ばくの想定について 関係町村は、国の原子力災害対策指針や道の防災計画を踏まえ、住民の避難計画を作成し、住民避難を実施すると認識している。防災計画に沿って、住民が屋内退避しても、結果的に被ばくする懸念がある。避難時において、プルームは去ったとしても空間放射線量率や周辺の線量が高い場合が想定され、屋外に出ると内部や外部被ばくしながらの避難を強いられると考えるが、道の認識を伺う。 (5)実効性のある避難訓練について 道の訓練では、住民の方が参加し、札幌などへの避難をしているが、被ばくしながら避難していることが分からないのではないのか。また、複合災害を想定した上で、放射性物質が放出し、拡散しているとの想定に基づく防災訓練を行うべきと考えるが、所見を伺う。 (6)避難における責任と対応について 避難する時に住民が被ばくすることなく避難できない場合、被ばくは自己責任になるのか、生存権を脅かさないようにする責任はどこにあるのか、伺う。 (7)今後の取り組みについて 原子力防災指針を策定し、原子力災害時には避難等の必要性を判断し、指示を行うのは国であります。その指示に基づき実際に避難を行うのは自治体です。たとえば、福島原発事故時には国や県の指示がない中、市町村が独自の判断で安定ヨウ素剤を配布し住民の被ばくを回避した事例があったと聞いています。住民が被ばくしないようにするため、想定訓練で問題点を明らかにするとともに、被ばくしながら避難するとして国に対し、被ばくのリスクを負わすこととなる責任が国にあることを原子力防災対策指針等に明示することを求めるべきと考えるが、どのように取組むのか伺う。 <指摘> 道は国の基準に従っており、その基準に従って避難するときに住民は被ばくをしてしまう。特に内部被ばくの体への影響評価が難しい中、より慎重な防護策をとるべきであり、住民が自身の被ばくリスクを選択できるようにすべき。確率的影響としての防護措置を決めているのに、福島の子どもに多発している甲状腺がんなど個別の疾病では因果関係を国が認めないのは矛盾しており、国の責任回避に他ならない。この防護基準に則っている限り、仮に泊原発の複合災害時には被ばくから住民を守れないということが起こることも想定されるので、知事に直接伺う。	4. (1)（原子力安全対策課長） 放射性プルーム通過時の放射線被ばく量に関しては、距離による低減効果よりも、屋内退避による低減効果が確実であるとして、自宅等での屋内退避が有効としている。内閣府の資料によると、屋外滞在時の被ばく線量と比較し、コンクリート造りの集合住宅等の建屋内に屋内退避した場合には、5分の1程度に低減する効果があり、コンクリート造り以外の木造等の建屋内では、2分の1程度に低減する効果があると試算している。また、木造建屋に屋内退避した場合における総被ばく量のうち、建屋内に流入してきた放射性物質による被ばくの割合は、約3割と試算されている。 (2)（原子力安全対策課長） PAZ内の住民避難等については、放射性物質放出前の避難を基本に暴風雪等との複合災害時の場合は、自然災害に対する安全が確保された後に、避難を実施する。また、国際放射線防護委員会、ICRPの勧告では、放射線事故など非常事態が発生した場合には、重大な身体的障害を防ぐためとして年間20から100ミリシーベルトの線量域を定めており、この勧告等を踏まえ、国際原子力機関、IAEAでは避難すべき線量基準を7日間で100ミリシーベルトと設定している。原子力規制委員会では、原子力災害対策重点区域の範囲の目安を設定する際、IAEAの国際基準と比較を行い、最大の値を採用し、原子力災害対策指針を定めており、道や関係町村においては、こうした指針などに基づき、地域防災計画及び避難計画を策定している。 (3)（原子力安全対策課長） 道の地域防災計画では、自然災害等により家屋が損壊などして屋内退避が困難となった場合には、当該町村内の避難所や放射線防護施設等での屋内退避を行い、また、当該町村内の避難所などの利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所の利用等について道が調整を行うこととしている。こうした措置により、泊発電所から放出されたプルームや地表面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくを低減するとともに、気密性のある建物にとどまることで、プルームに含まれる放射性物質が建物内に侵入することを抑制し、放射性物質の吸入による内部被ばくを低減できると考えている。 地域防災計画等に基づく防護措置を確実に行うためには、住民の皆様に原子力防災に関する理解を深めていただくことが重要との認識のもと、道では、被ばくによる人体への影響や災害時における基本的な対応などを分かりやすくまとめた動画を道のホームページに掲載するとともに、小中高生等を対象とした地域学習会を開催するなど、住民の防災知識の理解促進に取り組んでおります。 (4)（原子力安全対策課長） 原子力規制委員会では、放射線被ばく量は、距離による低減効果が大きいため、PAZでは、予防的防護措置として避難が有効とする一方で、UPZにおいては、放射性プルーム通過時の放射線被ばく量に関して、距離による低減効果よりも、屋内退避による低減効果が確実であるとして、自宅や公共施設等での屋内退避が有効であるとしている。また、放射性物質の放出後、原子力災害対策指針に定める基準値を超えた地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から避難等を実施することとしている。このことは、指針において、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における放射線の重篤な確定的影響を回避すること及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするとの考えが示されており、道としてもそのように受けとめております。 (5)（原子力安全対策課長） 毎年実施している原子力防災訓練で、泊発電所の事故の進展により、PAZ内は、放射性物質が放出する前の段階から住民避難等を行い、UPZ内では、放射性物質が放出され、空間放射線量率が原子力災害対策指針に定める一時移転の基準を超えたとの想定のもと、住民避難等を行っており、地域住民の皆様に参加いただき、安定ヨウ素剤の緊急配布や放射性物質の付着検査から簡易除染までの一連の流れを確認する避難退域時検査などの訓練ととともに、原子力防災に関する住民研修会を開催するなど、防災知識の普及啓発にも取り組んでいるところ。道としては、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関と緊密に連携・協力し、住民の皆様に参加いただきながら、防護措置に係る一連の対応手順を確認するなど様々な事態を想定した訓練を実施していく。 (6)（原子力安全対策局長） 万一事故が発生した場合においては、原子力損害の賠償に関する法律において、事故の過失・無過失にかかわらず、原子力事業者が、無制限の賠償責任を負うこととされている。また、原子力規制委員会では、原子力施設の継続的な安全向上を図ることは、福島第一原発事故の最も大きな教訓の一つであり、そのためには、規制機関と原子力事業者が、リスクは決してゼロにはならないとの認識の下、残されたリスクを低減するための不断の努力を続けることが必要としている。 (7)（危機管理監） 原子力規制委員会は、緊急事態における原子力施設周辺の住民の方々等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化し、並びに、確率的影響のリスクを低減する防護措置を確実なものとするため、原子力災害対策指針を定めている。加えて、国は、道や関係町村の防災計画等を一体化した、泊地域の緊急時対応を取りまとめ、原子力防災会議において了承しており、万一事故が起きた場合には、国は、関係法令に基づき責任をもって対処するとしている。道としては、来年度に実施を予定している国の原子力総合防災訓練を通じまして、関係町村や実動組織等の緊急時における対応力の向上を目指すとともに、住民の皆様への防災知識の普及啓発に加え、必要な資機材の整備など、原子力防災対策の充実・強化に取り組んいく。なお、指針の中で、事故に対する責任については、原子力事業者が災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策に大きな責任を有していることが示されている。
--	---

--	--